

雇用関係助成金の適正受給と不正受給の防止 にご理解とご協力を！

雇用関係助成金の各種制度は、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などのため、多くの事業所にご利用いただいておりますが、虚偽の内容で支給申請を行うなど、一部に不適正、不正な受給もみられます。

このため、厚生労働省及び都道府県労働局では、不正受給防止対策をさらに強化し、不正受給を行った場合、以下の内容を公表しています。

- ・事業主の名称、代表者の氏名
- ・事業所の名称、所在地、事業概要
- ・支給決定取消日、不正受給金額
- ・不正の内容

不正受給とは

◆偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。

◆不正受給であることが判明した場合、助成金支給前であれば不支給に、支給後であれば支給された助成金を返還しなければなりません。

◆支給前、支給後、いずれの場合にも不正受給の処分日から起算して5年間は、雇用保険料を財源としたすべての助成を受けることはできません。

情報提供先

※不正受給に関する情報は、電話、郵送によりお願いいたします。

香川労働局職業安定部職業対策課 助成金センター

〒760-0019 高松市サンポート2-1
高松シンボルタワータワー棟12階
☎087-823-0505



厚生労働省・香川労働局・ハローワーク